
板倉町一般廃棄物処理基本計画

板倉町

令和3年3月

目次

第 1 章 計画の基本的事項	
1-1 はじめに.....	1
1-2 計画の期間.....	1
1-3 計画の位置づけ.....	2
1-4 板倉町の概要（人口・産業など）.....	3
第 2 章 ごみ処理基本計画	
2-1 ごみ処理の現状.....	6
2-2 ごみ処理の目標・計画.....	17
第 3 章 生活排水処理基本計画	
3-1 生活排水処理の現状.....	24
3-2 生活排水処理の目標・計画.....	26
データ編.....	29

第1章 計画の基本的事項

1-1 はじめに

板倉町では平成18年3月に定められた「一般廃棄物処理基本計画（現計画）」等に基づき適正なごみ処理を進めてきたところであり、平成9年4月から「板倉町資源化センター」を核としてごみ固形燃料化・たい肥化を実践し、ごみリサイクル率の高さや1人1日あたりのごみの排出量の少なさも県内でもトップクラスの実績を保ち続けています。

そのような中、平成20年1月に策定された「群馬県一般廃棄物処理施設マスタープラン（県広域化計画）」においてブロックごとに区分されたことを契機に、以前より検討を重ねてきた館林市・明和町と共にごみ処理の効率化、合理化、コスト削減など今後さらに求められる課題を解決するため、「焼却」「リサイクル」「最終処分（埋め立て）」の施設を建設し、館林衛生施設組合の運営により平成29年4月から、広域ごみ処理をスタートさせています。

国は、平成30年度に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「質」にも着目した循環型社会形成リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）に比べ取組が遅れているリデュース（物を大切に使い、ごみを減らすこと）・リユース（使える物は、繰り返し使うこと）の取組を強化するなど、基本的な方向性を示しました。

このように、廃棄物処理を取り巻く情勢は常に変化しており、広域化された体制の中、町の基本的事項を明確にしつつ適正な処理を行うため、今般、計画期間が満了を迎えることに併せて「板倉町一般廃棄物処理基本計画」を改訂するものです。

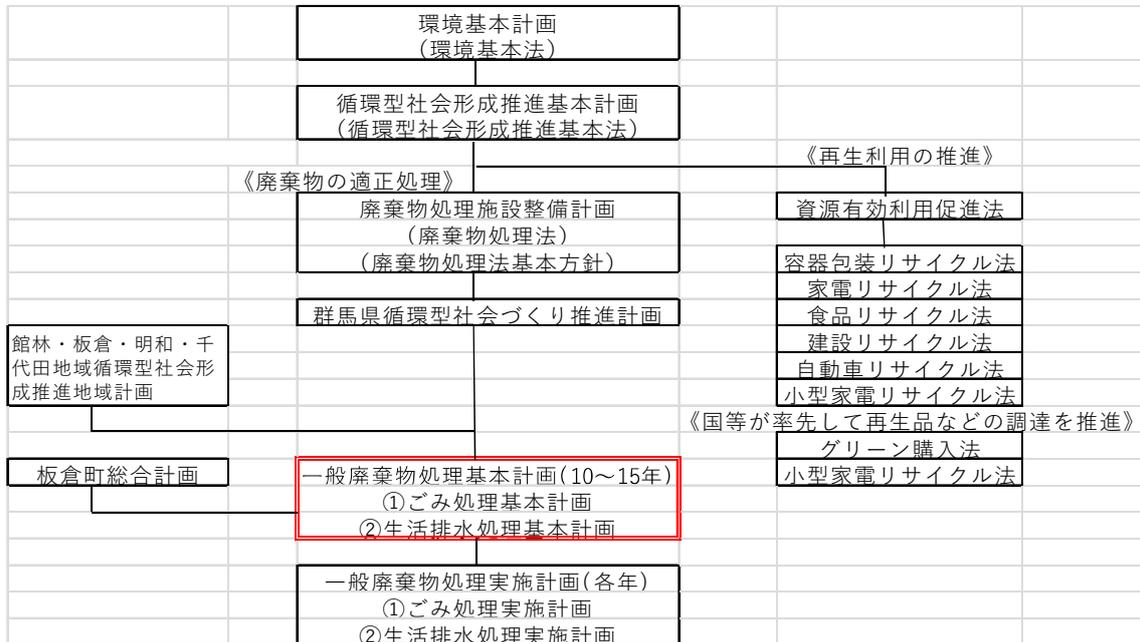
1-2 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とした15年間とし、計画の目標年次を令和17年度とします。

なお、その間、概ね5年ごとに実績と比較して必要であれば修正を行うこととし、また、諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行います。

1-3 計画の位置づけ

本計画の位置づけと他の法令・計画等の関係は、以下のとおりです（図表1）。



図表1 計画の位置づけ

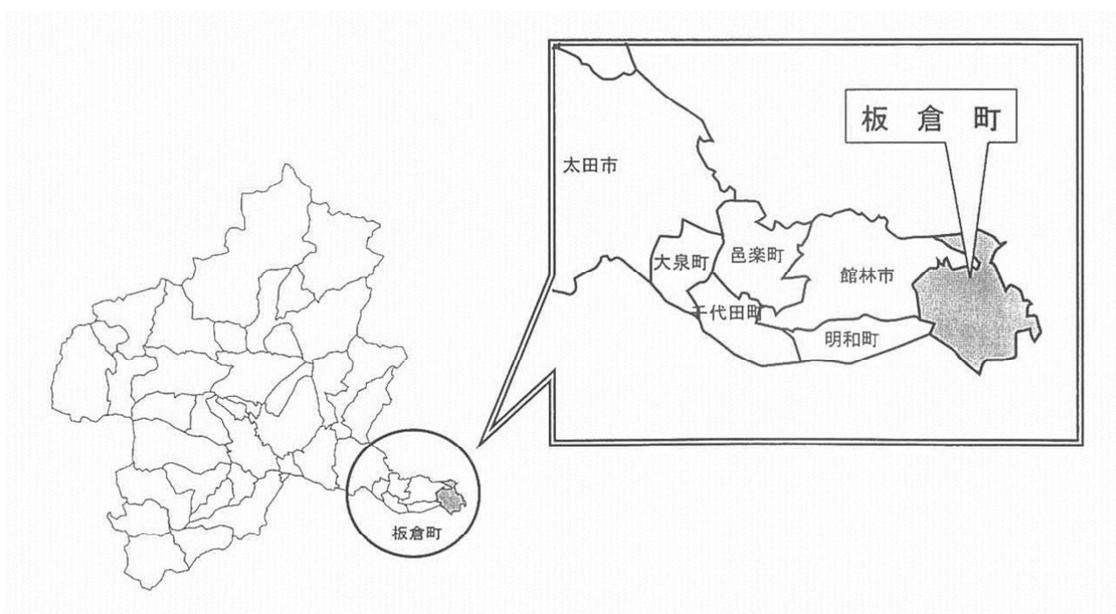
1-4 板倉町の概要（人口・産業など）

1-4-1 位置

板倉町は群馬県の中で、首都東京に一番近い町で「鶴舞う形」と形容される群馬県のくちばしの部分を占める平坦地、北緯 36 度 13 分、東経 139 度 36 分に位置し、群馬・栃木・埼玉・茨城の 4 県の県境地域にあります。

本町の南境には、我が国最大の流域面積を誇る利根川が、北境には渡良瀬川が流れ、この 2 大河川は、町の東南の茨城県古河市で合流しています。年間平均気温は約 15℃程度であり、年間平均降水量は 1,200 ミリメートルです。

現在の板倉町は、昭和 30 年 2 月に西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村の 4 か村が合併して誕生し、総面積 4,186 ヘクタールのうち約 55%を農地が占めています。首都圏内でこれほど広大な農地が保全されている市町村は少なく、自然に恵まれた光と水と緑の町です。

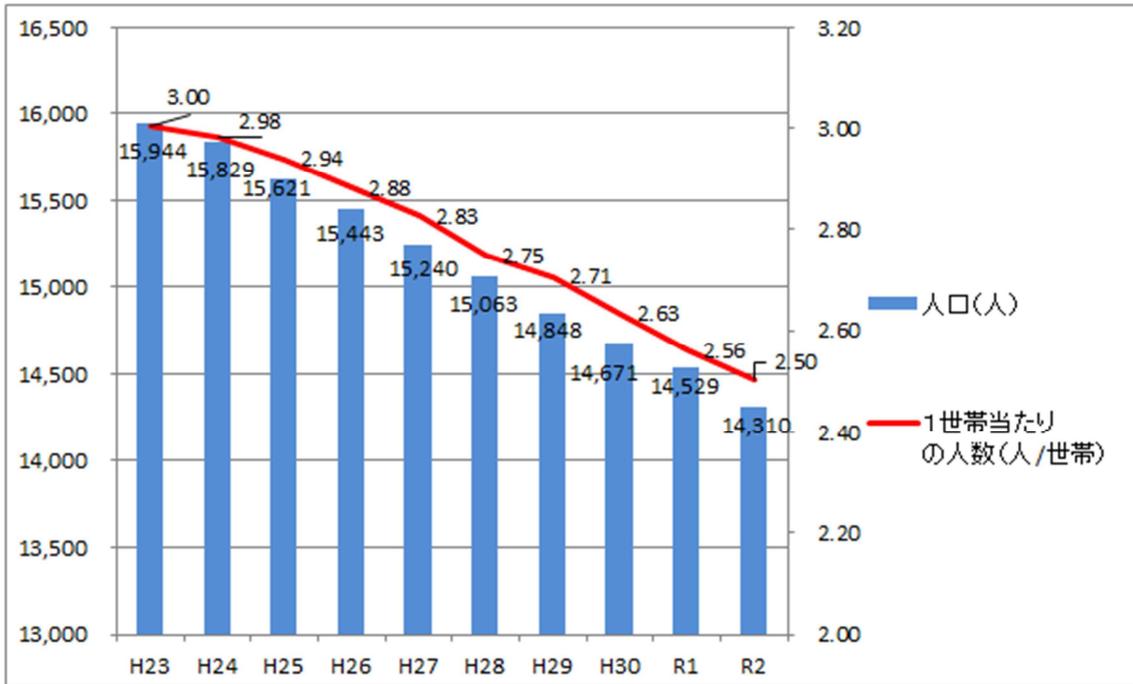


図表 2 板倉町の位置図

1-4-2 人口動態

板倉町の人口は、住民基本台帳ベースで昭和 40 年以降平成 9 年までは減少傾向で推移してきましたが、その後ニュータウン事業等の効果により概ね 16,200 人前後で推移したのち、平成 20 年度をピークとして減少傾向に転じています。

また、1 世帯あたりの人数は年々減少して令和 2 年 10 月 1 日では 2.50 人であり、今後もさらに減少していくことが予想されます（図表 3）。

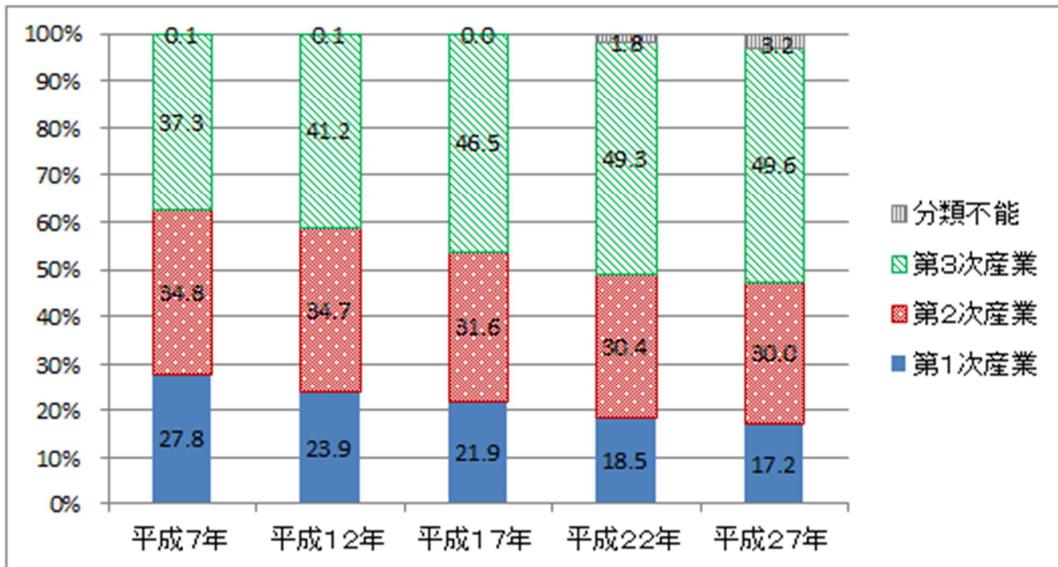


図表3 板倉町の人口動態

※各年度とも、10月1日現在

1-4-3 産業

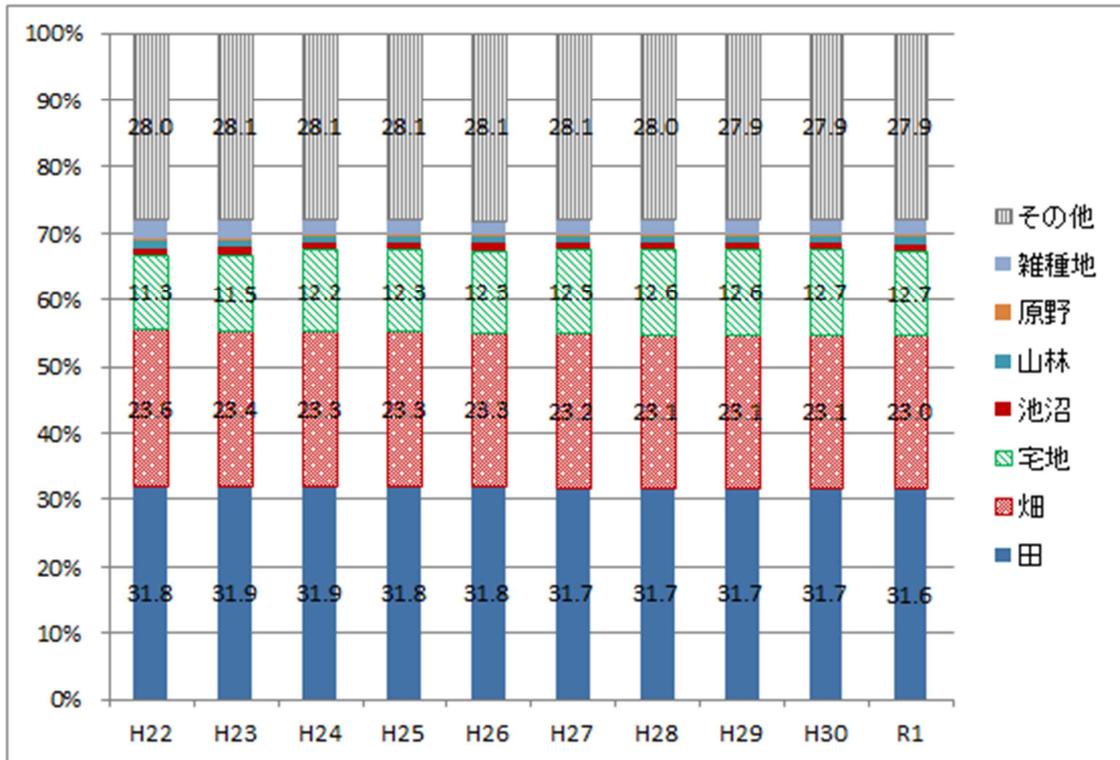
板倉町の主な産業は農業であり、県内有数の穀倉地帯として良質な米麦を生産しています。また、施設園芸野菜（キュウリ・なす・トマトなど）も盛んで、特にキュウリは質・量ともに日本でも有数を誇っています。しかし、農業を主体とする第1次産業や第2次産業は年々減少しており、その分第3次産業が増加しています（図表4）。



図表4 産業別就業者割合の推移

1-4-4 土地利用状況

令和元年度現在の土地利用構成比は、田 31.6%、畑 23.0%、宅地 12.7%、池沼 1.0%、山林 1.0%、原野 0.3%、雑種地 2.5%、その他 27.9%となっています。また、土地利用の推移についてみると、田や畑などは減少傾向である一方、宅地の割合については微増傾向となっています（図表5）。



図表5 地目別土地利用状況

第2章 ごみ処理基本計画

2-1 ごみ処理の現状

2-1-1 ごみ処理について

ごみ処理については、平成28年度まで生ごみ・燃えるごみを分別して旧板倉町資源化センターで処理をしていましたが、平成29年度から広域ごみ処理を開始したことを契機に家庭系の生ごみ・燃えるごみを一括して「燃えるごみ」として分別・収集し、「たてばやしクリーンセンター」へ搬入して、中間処理（焼却）及び最終処分（残さ処理）をしています。

また、家庭系のびん・かん・古紙類などの資源ごみについては民間業者にて選別後に資源化され、危険物についても可能な限り資源化しています。

可燃性及び不燃性粗大ごみについては、排出者が「たてばやしクリーンセンター」または「いたくらリサイクルセンター」へ直接搬入を行い、処理しています。

事業系の一般廃棄物については、事業者による直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への委託により、同じく「たてばやしクリーンセンター」または「いたくらリサイクルセンター」へ搬入して処理しています。

なお、広域ごみ処理の開始に伴い、従来の町指定袋を廃止し、市販の透明または半透明のごみ袋による排出となっています。

2-1-2 処理対象ごみ

処理対象ごみは、その性状などにより8種類に区分しています（図表6）。

図表6 処理対象ごみの区分

ごみの種類	対象物	
燃えるごみ	野菜くず、残飯、果物の皮など	
せん定枝※1		
危険物	陶磁器くず、ガラスくず、スプレー缶など	
蛍光管	蛍光灯、電球など	
乾電池	乾電池	
資源ごみ	かん	ジュース缶、ビール缶など
	びん	ジュースびん、ドリンクびん、酒びん、調味料びんなど
	古紙類	新聞、雑誌、段ボール、雑がみ（空き箱、封筒など）、紙パック
	ペットボトル	ペットボトル
	容器包装プラスチック	チューブ類、カップ・パック類、トレイ類、ポリ袋、緩衝材類
	その他プラスチック※2	収納容器など
	小型家電類※2	炊飯器、ラジカセ、掃除機、ファンヒーター、扇風機など
	古着類	古着
	廃食用油	廃食用油
	鉄類	ガスレンジ台、スチール机など
非鉄類	アルミ鍋など	
可燃性粗大ごみ	布団・家具類等	
不燃性粗大ごみ	スーツケース等	

※1 長さ40センチ以内、太さ3センチ以下にし、ひもで縛る（ごみステーションへ搬入する場合）

※2 コンテナに入る一辺30センチ以下のものに限る（ごみステーションへ搬入する場合）

※3 処理対象ごみは、基本的に動産のもののみとし、不動産部分のごみについて対象外。

なお、特別管理一般廃棄物の感染性廃棄物の処理は、町では行っていないため、各医療機関を通じて専門業者に委託して処理を行っています。

また、適正処理困難指定廃棄物の中でも廃スプリングマットレスのみ、いたくらしサイクルセンターで処理しています。

家電リサイクル法の対象機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）や、パソコン、古タイヤなどについては、業界主体で処理しています。

2-1-3 処理対象区域

ごみ処理における対象区域は、板倉町内全域とします。

2-1-4 ごみ処理の流れ

図表7 ごみ処理の流れ

ごみの種類	(受け入れ先)	中間処理	処分
燃えるごみ		たてばやし クリーンセンター (焼却)	埋め立て 再生事業者
せん定枝※1			
かん		民間処理施設 (選別・保管)	再生事業者
びん			
危険物			埋め立て
古紙類	いたくら リサイクルセンター 民間処理施設	民間処理施設 (選別・保管)	再生事業者
ペットボトル			
容器包装プラスチック	いたくら リサイクルセンター	民間処理施設 (破碎・選別)	
その他プラスチック※2			
家電類※2			
古着類			
蛍光管			
乾電池			
廃食用油	町指定保管施設	民間処理施設 (選別)	
鉄類		いたくら リサイクルセンター	
非鉄類		(破碎・選別)	
可燃性粗大ごみ (布団・家具類等)		たてばやし クリーンセンター (焼却)	埋め立て 再生事業者
不燃性粗大ごみ (スーツケース等)		いたくら リサイクルセンター (破碎・選別)	
※1 長さ40センチ以内、太さ3センチ以下にし、ひもで縛る(ごみステーションへ搬入する場合)			
※2 コンテナに入る一辺30センチ以下のものに限る(ごみステーションへ搬入する場合)			
《注意》	…ごみステーションに搬入し、収集・運搬するごみ		
	…各公民館に搬入し、収集運搬するごみ		

《家庭系》

・燃えるごみ

…町委託業者により収集・運搬し、「たてばやしクリーンセンター」で焼却後に最終処分
または再生資源化処理をしています。

・かん、びん、危険物

…町委託業者により収集・運搬し、町委託の民間処理施設で選別・保管後に再生または
埋め立て処分されます。

- ・蛍光灯、乾電池
…各公民館から収集・運搬後、民間処理施設で再生処理をしています。
- ・資源ごみ（※かん、びん以外）
…資源ごみのうち古紙類やペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、小型家電類は、町委託業者により収集・運搬し、再生事業者で再生処理しています。
また、古着類、鉄類、非鉄類は、排出者が「いたくらしサイクルセンター」へ運搬し、再生処理しています。さらに、廃食用油は、蛍光灯と同様に町委託業者が各公民館から収集・運搬後、民間処理施設で再生処理しています。
- ・可燃性粗大ごみ
…排出者が「たてばやしクリーンセンター」へ自己搬入し、焼却処分しています。
- ・不燃性粗大ごみ
…排出者が「いたくらしサイクルセンター」へ自己搬入し、破碎処理等をしています。

2-1-5 収集・運搬の現況

(1) 収集対象区域

収集対象区域は、板倉町内全域です。

(2) ごみ分別及びステーション等への搬入方法

燃えるごみ、かん、びん、危険物、資源ごみ（ペットボトル類・紙類・容器包装プラスチック・小型家電類・その他プラスチック類）、せん定枝（長さ40センチ以下、太さ3センチ以下）は、指定されたごみステーションには収集日の8時30分までに搬入します。また、蛍光灯や乾電池、廃食用油については、拠点回収として町内4か所にある公民館へ指定日に搬入します（図表8）。

図表8 ごみ分別及びステーション等への搬入方法

ごみの種類	ごみの出し方	排出容器など
燃えるごみ	・生ごみは水をよく切る事 ・紙おむつの汚物はトイレに捨てる事 ・草・葉類は乾燥させて泥を取り除く事	透明又は半透明の袋
かん	中身を使い切って、きれいにすること	
びん	中身を使い切って、きれいにすること	
危険物	刃物など鋭利なものは、新聞紙などで梱包すること	ひもで縛る
せん定枝	太さ3cm以下、長さ40cm以下にすること	
古紙類	紙の種類ごとに束ねて、ひもで縛ること	
ペットボトル	中をすすいで、ふたとラベルをとり、つぶすこと	専用のコンテナやネット袋
容器包装プラスチック	・汚れを落とすこと ・食品トレイはスーパーなど販売店の回収ボックスを利用する方法もある	
その他プラスチック	金属がついているものは入れないこと	
小型家電類	電池は取り除くこと	
蛍光灯	蛍光灯、電球など	専用のコンテナ
乾電池	充電式電池は販売店へ	
廃食用油	ペットボトルなどの容器に入れて	

【収集できないもの】

- ①可燃性粗大ごみ（布団・家具類）
- ②資源ごみの一部（鉄類、古着等）・不燃性粗大ごみ

(3) ごみの収集・運搬方法

家庭系の燃えるごみ、かん、びん、危険物、資源ごみ（ペットボトル類・古紙類・容器包装プラスチック類・小型家電類・その他プラスチック）、せん定枝（長さ40センチ以下、太さ3センチ以下）は「ごみステーション収集」とし、また廃食用油や乾電池、蛍光管は「拠点収集」により、それぞれ町が業者委託し収集・運搬しています。また、それ以外のごみは「直接搬入」としています。

事業系のごみは、事業者が「たてばやしクリーンセンター」または「いたくらリサイクルセンター」へ自己搬入するか、「許可業者による委託収集」としています。

(4) ごみの集積所（令和2年12月末現在）

- ・燃えるごみ…182箇所
- ・かん・びん・危険物…170か所
- ・資源ごみ（ペットボトル類・紙類・容器包装プラスチック類・小型家電・その他プラスチック類）…186箇所

(5) 収集頻度

ごみの収集頻度は、以下のとおりです（図表9）。

図表9 ごみの収集頻度

ごみの種類	収集回数	収集方法
燃えるごみ	週2回	ごみステーション
かん	月2回	
びん		
危険物		
せん定枝	週2回	ごみステーション
古紙類	月2回	
ペットボトル		
容器包装プラスチック		
その他プラスチック		
小型家電類	随時	排出者自ら「いたくらリサイクルセンター」へ搬入
鉄類		
アルミ類		
古着類		
蛍光管	月2回	拠点（各公民館）
乾電池	週1回	
廃食用油	月2回	
可燃性粗大ごみ	随時	排出者自ら「たてばやしクリーンセンター」または「いたくらリサイクルセンター」へ搬入
不燃性粗大ごみ		

(6) 収集・運搬体制

収集方法は、すべて委託であり、収集車両は、以下のとおりです（図表10）。

図表10 収集・運搬体制

区分	車種	積載量	台数
燃えるごみ	パッカー車	2 t	3台
かん	トラック	2 t	4台
びん			
危険物			
古紙類	パッカー車 トラック	2 t	パッカー車3台 トラック4台
ペットボトル			
容器包装プラスチック			
その他プラスチック			
小型家電類			

2-1-6 中間処理・最終処分

館林衛生施設組合が運営する中間処理施設及び最終処分施設の概要は、以下のとおりです（図表11～13）。

図表11 中間処理（焼却）施設の概要

施設名称	たてばやしクリーンセンター
所在地	館林市苗木町2447-19
供用開始	平成29年4月1日
敷地面積	15,500平方メートル
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式
処理能力	100t/日(50t/24h×2炉)
ガス冷却装置	水噴射方式
余熱利用	施設内給湯・関係施設への温水供給

図表 1 2 中間処理（破碎・選別）施設の概要

施設名称	いたくらリサイクルセンター
所在地	邑楽郡板倉町大字板倉3427-7
供用開始	平成29年4月1日
敷地面積	6,836平方メートル
処理方式	破碎・選別
処理能力	5t/日(5h)

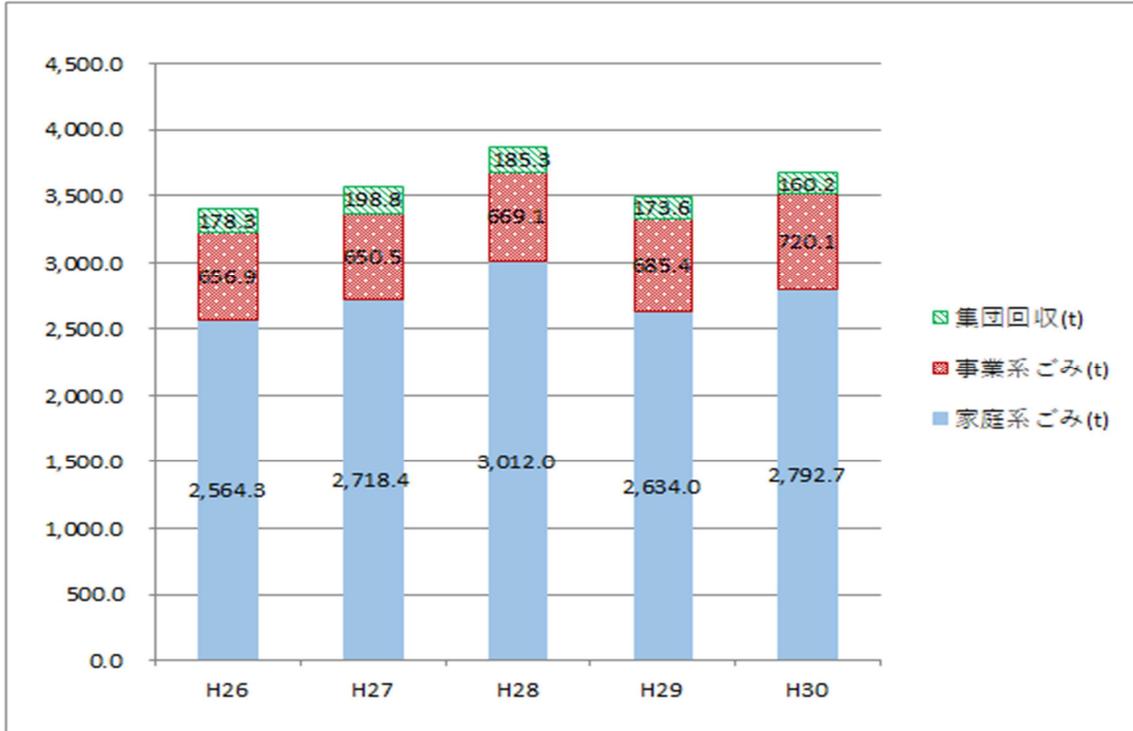
図表 1 3 最終処分施設の概要

施設名称	めいわエコパーク
所在地	邑楽郡明和町千津井1019-1
供用開始	平成29年10月1日
敷地面積	21,307平方メートル
処理方式	埋め立て
浸出水処理施設	5立方メートル/日

2-1-7 ごみ等の排出量の実績

次にごみ等の排出量の実績は、以下のとおりです（図表14）。

ごみ等の排出量については、平成28年度がピークで平成29年度に一時的に減少するものの、平成30年以降再び増加傾向にあります。

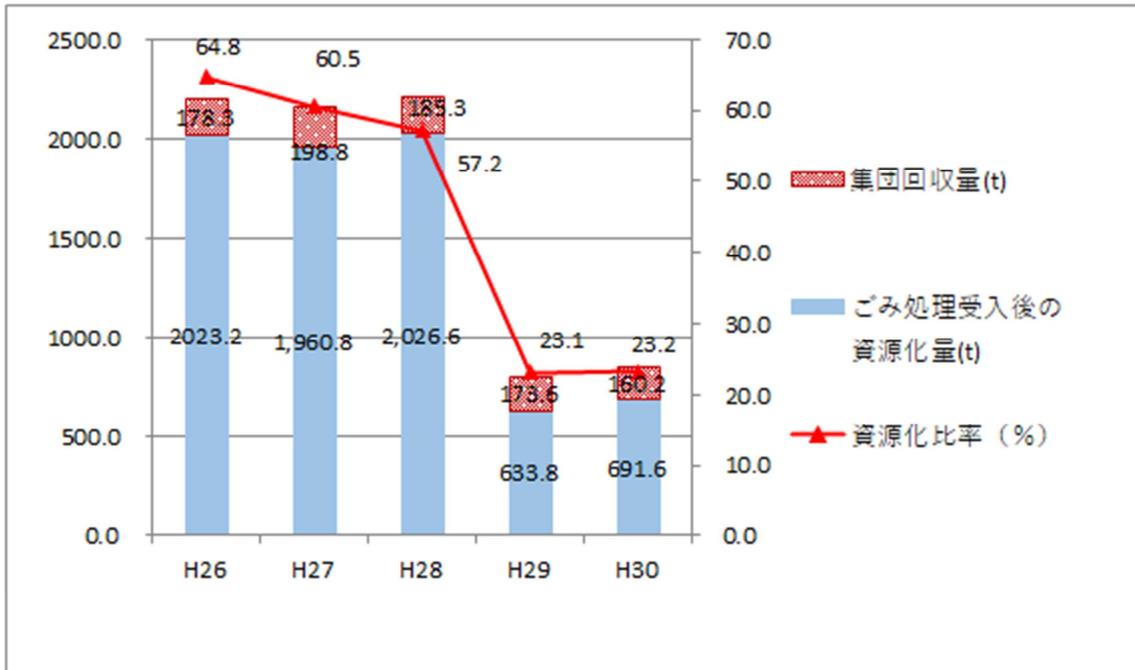


図表14 ごみ等の排出量の実績

2-1-8 ごみ処理受入後の資源化量や集団回収量及び資源化率の実績

ごみ処理受入後の資源化量や集団回収量及び資源化率の実績は、次のとおりです（図表15）。

平成28年度までは、資源化方式（生ごみのたい肥化、燃えるごみの固形燃料化処理）でしたが、平成29年度から広域ごみ処理により、生ごみと燃えるごみを一括した焼却処理方式に変更したことで、資源化比率は大幅に減少し、約23%ほどで推移しています。



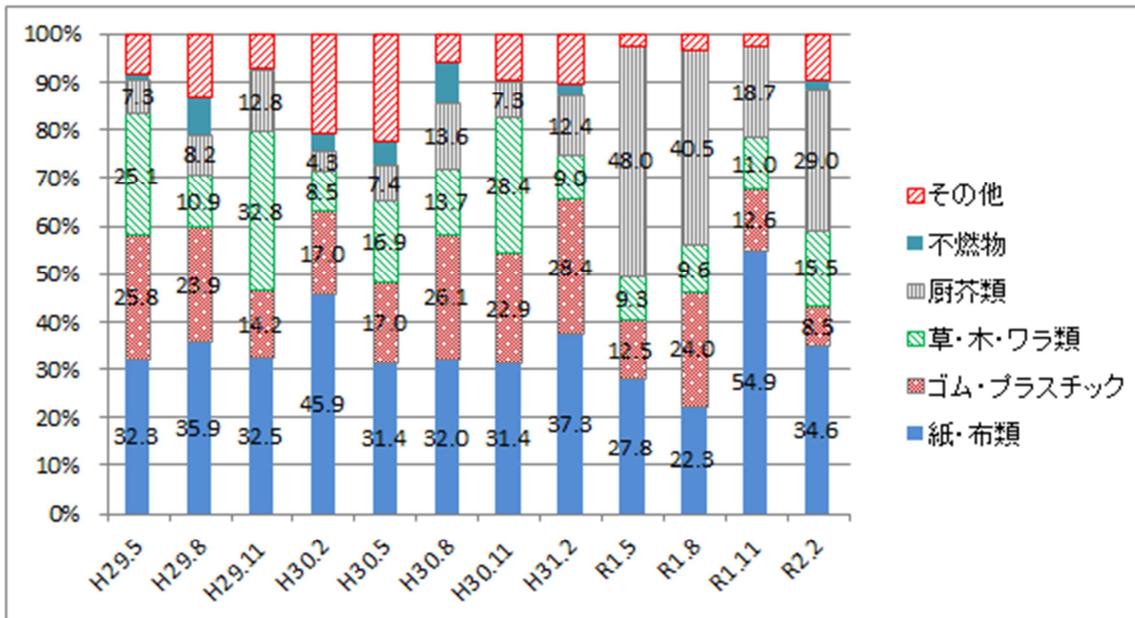
図表 1.5 ごみ処理受入後の資源化量や集団回収量及び資源化率の実績

2-1-9 ごみの組成

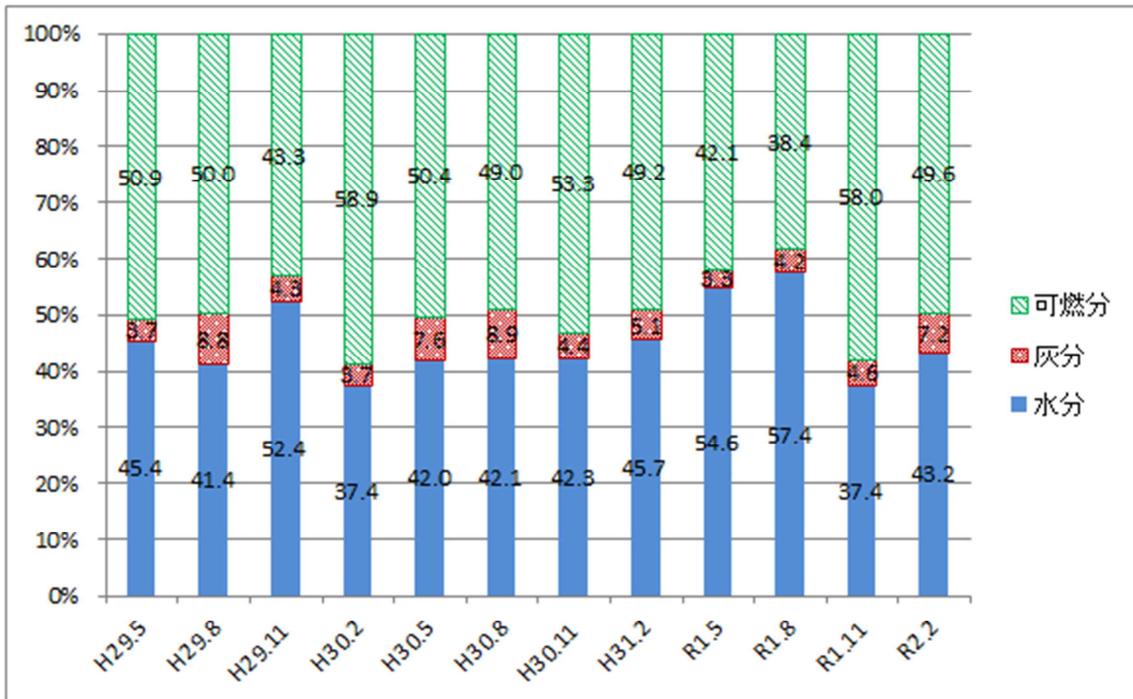
(1) 広域ごみ処理施設（平成 29 年 4 月～）

燃えるごみの種類組成及び三成分の実績は、以下のとおりです（図表 1.6～1.7）。

これまでの資源化処理方式から広域ごみ処理施設での焼却処理方式に変わったことで、旧板倉町資源化センターでの処理ではほとんどなかった不燃ごみの混入が、一部みられるようになりました。



図表 1.6 燃えるごみの種類組成の実績



図表 1 7 燃えるごみの3成分の実績

2-1-10 ごみ処理の経費

ごみ処理経費の実績は、以下のとおりです（図表 1 8）。

平成 29 年度から広域ごみ処理に移行したことで、平成 28 年度までの町単独処理に比べ、一人あたりの費用やトンあたりの費用が軽減されていることがわかります。

図表 1 8 ごみ処理経費の実績

	H26	H27	H28	H29	H30
処理人口(人)※各年度10月1日現在	15,443	15,240	15,063	14,848	14,671
ごみ総排出量(t)	3,400	3,568	3,866	3,493	3,673
処理費(千円)	235,495	237,333	301,923	186,413	164,016
1人1日あたりの排出量(g/日・人)	603.1	641.4	703.2	644.5	685.9
1人あたりの費用(円)	15,249	15,573	20,044	12,555	11,180
トンあたりの費用(円)	69,273	66,523	78,091	53,368	44,655

2-1-11 ごみ排出量の比較

ごみ排出量の比較は、次のとおりです（図表 1 9）。

本町の平成 30 年度の一人一日当たりごみ排出量は約 686(g/人・日)となっており、群馬県平均や全国平均から比較すると、大幅に低いことがわかります。また、資源化率については、群馬県平均や全国平均から見ても高いことがわかります。

図表 1 9 ごみ排出量の比較

	全国平均	群馬県平均	板倉町
家庭系ごみ+集団回収(g/人・日)	637.9	751.3	551.4
事業系ごみ(g/人・日)	280.4	234.8	134.5
1人1日平均排出量(g/人・日)	918.3	986.2	685.9
全国平均との差(g/人・日)		67.8	▲ 232.4
群馬県平均との差(g/人・日)	▲ 67.8		▲ 300.3
資源化率(%)	19.9	15.2	23.2

2-1-12 ごみ処理の課題

本町におけるごみ処理に関する課題を整理すると以下のとおりとなります。

(1) 発生抑制の推進

これまで、分別やごみ減量化の意識が浸透してきたことで全国平均から比べても1人1日あたりのごみの排出量が少ない状況でしたが、処理方式の変更等に伴い、特に事業系のごみ排出量が徐々に増えてきている傾向が見られます。

そこで、生ごみに含まれる水分を減少させるため水切りをはじめとする家庭系のごみ発生抑制の推進を継続するとともに、事業系ごみの発生抑制の施策を講じる必要があります。

(2) ごみ分別の徹底

ごみの組成分析結果によると、燃えるごみの中に多い時で50%を超える紙・布が含まれていることがあり、その中には資源化可能なごみも含まれていると考えられるため、資源ごみの分別徹底を進める必要があります。

(3) 中間処理及び最終処分の課題

館林衛生施設組合において平成29年4月から新しいごみ処理施設が稼働し、これまで順調にごみ処理を行ってきていますが、安定的な運営・維持管理を継続するため、ごみ発生量の抑制、焼却灰等のリサイクルを行いながら、中間処理施設の延命化並びに最終処分場の埋め立て期間延長等の課題に対しては、同組合を中心に構成する館林市・明和町と協同して取り組む必要があります。

2-2 ごみ処理の目標・計画

2-2-1 ごみ処理の目標

(1) ごみ処理の目標

家庭及び事業所から排出されるごみを安定的かつ効率的に処理するには、商品の生産、流通、消費という製品ごとの各段階において、様々な施策を講じていくことが重要です。そのためには、町民一人ひとりのライフスタイルや事業者の環境に対する姿勢に深く関係する問題として捉えていく必要があります。

将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物の発生抑制、②廃棄物の減量、③資源の循環的な利用（再使用、再生利用）、④適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制するなど自然環境を保全する循環型社会への転換が求められてきている中で、循環型社会を形成するため基本目標を次のように設定し、町民・事業者・町が一体となって取り組むことを目標とします。

《基本目標》

「循環型社会の実現に向けて」

(2) ごみ処理の基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

【方針】 3Rの推進

3Rとは、循環型社会構築に向けた主な取組の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の呼称です。

リデュースは、廃棄物の発生自体を抑制することである。廃棄物は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても環境への負荷を生じさせてしまいます。環境負荷を低減させるためには、廃棄物の発生を抑制することが最も効果的です。

リユースは、いったん使用された製品、部品、容器等を再使用することです。形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なく済むとされています。

リサイクルは、廃棄物等を減量やエネルギー源として有効利用することです。

町では、循環型社会構築のため、第4次循環型社会形成推進基本計画にも定められている3Rを推進します。

(3) 基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、町民・事業者・町はそれぞれの役割を果たすことが求められています。

《町民の役割》

町民一人ひとりがごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持ち、ごみ減量化の取組の中心的な役割を担っていく必要があります。

大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルから、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルへの転換が求められています。

買物袋持参、食品ロスの削減、耐久性のある商品の購入や壊れた場合でも修理しながら長く使っていくように心掛けるなど、すぐにできることや簡単なことから実践していくことが重要です。

こうした積み重ねが、結果的に大幅なごみ量の削減につながるようになります。

《事業者の役割》

事業者は、自らの事業活動により発生したごみは、自らの責任において適正に処理することが原則であることを自覚するとともに、紙類等の資源物の分別や生ごみ等の不用品の有効活用に取り組むなど、資源化を徹底する必要があります。

また、再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器等の回収ルート及び資源化システムの整備なども重要です。

商品の販売にあたっては、資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃えること、容器の軽量化、過剰包装の抑制、また不用になった商品の資源化方法の周知や、店頭回収の実施等、消費者によるごみの発生抑制やリサイクルに取り組める仕組みづくりが求められます。

《町の役割》

自ら率先してごみの減量、再使用、再生利用、グリーン購入（環境負荷の少ない製品等を優先して購入すること）などに努めます。

町民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会の提供を推進し、町民・事業者との連携を強化していきます。

また、特にごみ発生の抑制のため、3Rの周知徹底と更なる充実を図るとともに、状況に応じたごみの分別区分や収集体制の見直し及び新たな施策を検討します。

（４）ごみ排出量の将来見込み

平成26年度と平成30年度の年間ごみ処理量を比較すると、約273トン増加しています。この要因の一つとして、ごみ処理方式が資源化方式から焼却方式へと変更されたことが考えられます。

しかしながら、今後、ごみ減量施策の継続と当町においても人口減が想定されることから、ごみ排出量は減少するものとし、本計画の最終年度(令和17年度)においては、1人あたりの排出量を約751(グラム/人・日)とし、町全体では約3,361トンを見込んでいます。

令和17年度の年間排出見込み 約3,361トン

◆令和2年度実績見込みから約23%の減少

1人あたりの排出量 令和2年度実績見込み 令和17年度排出見込み
834.5(グラム/人・日) → 751.1(グラム/人・日)

(5) ごみ処理行政の動向

ごみの処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

リサイクル関連法施行の経過や廃棄物処理、資源化に関する国・県の計画等の経過をそれぞれ示します(図表20～21)。

図表20 リサイクル関連法施行の経過

年月	関連法	概要
H6.8	環境基本法完全施行(環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13.5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14.5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25.4	小型家電リサイクル法完全施行(小型家電)	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

図表 2 1 廃棄物処理、資源化に関する国・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
H11年3月	群馬県ごみ処理施設適正化計画(群馬県)
H13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(国)
H14年3月	第1次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
H15年3月	循環型社会形成推進基本計画(国)
H17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入(国)
H17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正(国)
H18年6月	第2次群馬県廃棄物処理計画策定(群馬県)
H20年1月	一般廃棄物処理マスタープラン(県広域化計画)(群馬県)
H20年3月	循環型社会形成推進基本計画改定(国)
H22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改定(国)
H23年3月	群馬県循環型社会づくり推進計画
H25年5月	第3次循環型社会形成推進基本計画策定(国)
H28年4月	第2次群馬県循環型社会づくり推進計画策定(群馬県)
H30年5月	第4次循環型社会形成推進基本計画策定(国)

①国の計画

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下、基本方針といいます。)」を定めることになっています。

基本方針では可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示すものとなっています。

また、国(環境省)が策定した第4次循環型社会形成推進基本計画では、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化への取り組み進展に関する指標・目標として、以下の内容が示されています。

<p>《2025年(令和7年)目標》</p> <p>1人1日あたりのごみ排出量 約850(グラム/人・日)</p> <p>【板倉町排出目標 806.7(グラム/人・日)】</p>

②群馬県の計画

群馬県では、平成28年3月に「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」を策定し、廃棄物の適正処理を更に推進させながら、群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環型な利用の実現を目指しています。

③板倉町の取り組み

町民・事業者の理解・協力を得ながら、将来的にも持続可能なごみの減量化施策を推進していくことにより、次世代に良好で安全な環境を引き継ぐために、むだをなくし、できるだけごみを出さないよう3Rの取組を推進します。

2-2-2 目標達成に向けた計画

ごみ減量や資源化を進めるためには、町民・事業者・町がそれぞれの役割を認識し積極的に取り組んでいくことが重要です。特に優先順位の高いリデュース（ごみの発生抑制）の取り組みを中心に町民や事業者に周知を図ります。

(1) 発生抑制・再資源化のための計画

■町民における方策

【1】生ごみの水切り

生ごみを排出する際には、水切りを徹底し、ごみの減量化に努めます。

【2】食品ロスの削減

必要な量しか買わない、食べられる量しか注文しないなど、食品ロスの削減に努めます。

【3】過剰包装等の自粛

マイバッグの使用や過剰包装を断ることにより、ごみの発生抑制に努めます。

【4】雑がみのリサイクル

燃えるごみの中に、多く含まれる雑がみ（ティッシュの箱、封筒、菓子箱など）を適正に分別し、資源としての排出に努めます。

■事業者における方策

【1】発生源における排出抑制

マイバッグ利用者に対するポイント制度の導入など、レジ袋の削減を積極的に推進し、ごみの発生抑制に努めます。

【2】適正処理の推進

廃棄物処理法に基づき、事業活動から出た廃棄物は自らの責任において適正に処理します。

【3】過剰包装の抑制

過剰包装を抑制するとともに、回収及び資源化ルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制に努めます。

【4】流通包装廃棄物の抑制

梱包材及び緩衝材の使用を抑制し、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生抑制に努めます。

【5】店頭回収等の実施

店舗等に食品トレイや紙パックなどの資源物リサイクルコーナーを設け、買い物客に資源物排出の機会を提供します。

■町における方策

【1】啓発、教育活動の充実

(ア) 情報提供

町民・事業者に積極的に「3010 (サンマルイチマル) 運動」や「生ごみの水切り」など、発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会の形成に必要な情報を広報、ホームページなどによって提供します。

(イ) 学校における環境学習

日常的に環境学習に取り組むことで「人と環境」の関係について、総合的・科学的な理解を深め、環境に責任と誇りをもって主体的に行動できる児童・生徒の育成を目標とし、小・中学校での環境学習を推進します。

(ウ) 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任により、過剰包装や流通包装を抑制し、店頭回収の実施や再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう呼びかけます。

【2】集団回収による資源回収の推進

団体が集団回収に取り組みやすくなる施策を継続します。また、資源物は、できるだけ集団回収に回すよう町民へ啓発を続けます。

【3】小型家電リサイクルの推進

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電のリサイクルを推進します。

【4】ごみの出し方や分別の検討

ごみ処理体制を考慮しつつ、国や県のリサイクルの施策に対応できるように、ごみの出し方や分別について随時検討します。

(2) 収集・運搬計画

①基本方針

町民や事業者に対してごみの分別や排出ルールを徹底するよう周知を図り、分別排出されたごみについて、資源化や適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

②計画

(ア) 収集・運搬の考え方

ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りのない、効率的で適切な収集体制を構築し、適正に運用することにより町民サービスの向上を図ります。

(イ) 収集区域及び収集人口

・収集区域

収集区域は、板倉町全域とします。

・収集人口

収集人口は、町の人口とします。

(ウ) 収集体制

・家庭系ごみ

ごみの収集・運搬は、ごみステーション収集方式を継続し、別に定める「ごみの分け方出し方」により、業務委託し処理します。

・事業系ごみ

ごみの収集・運搬は、事業所自らまたは一般廃棄物処理業許可業者（以下、許可業者と言う）へ委託して適正に処理します。

(3) 中間処理・最終処分計画

館林衛生施設組合を中心に、構成市町である館林市・明和町と協議を行いながら適正な中間処理・最終処分を進め、施設整備を行っていきます。

2-2-3 其他のごみの処理に関し必要な事項

(1) 適正処理困難物への対応

特別管理一般廃棄物など、館林衛生施設組合の施設では処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理します。

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可

事業系一般廃棄物の処理に伴う収集運搬については、排出事業者及び許可業者としており、現状の事業系一般廃棄物の排出量や事業者数などを勘案すると許可業者は充足している状況であり、適正な処理が行われていると考えられます。これを踏まえ本町の事業所数や必要性を考慮し、一般廃棄物処理実施計画で方針を定めます。

(3) 板倉町一般廃棄物処理対策委員会

本町における一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、有識者（板倉町議会議員の代表者、行政区長の代表者、板倉町農業委員の代表者）から構成された委員会を設置しています。同委員会では、毎年定期的に一般廃棄物処理全般にわたり、調査審議します。

(4) 板倉町生活環境推進協議会

ごみの減量、並びに地域の快適な生活環境の保全を図るため、協議会を設置し、協議会の推進員は、ごみステーションの立ち会い及びごみの分別指導等を行います。

第3章 生活排水処理基本計画

3-1 生活排水処理の現状

3-1-1 生活排水の排出状況

(1) 生活排水の処理形態別人口の実績

板倉町の生活排水の処理形態別人口の推移は以下のとおりです(図表2.2)。

計画処理区域内の人口は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では、14,607人となっています。また、し尿処理人口が減り浄化槽処理人口が増加しているのは、合併処理浄化槽への転換が考えられます。なお、下水道処理人口は、微増となっています。

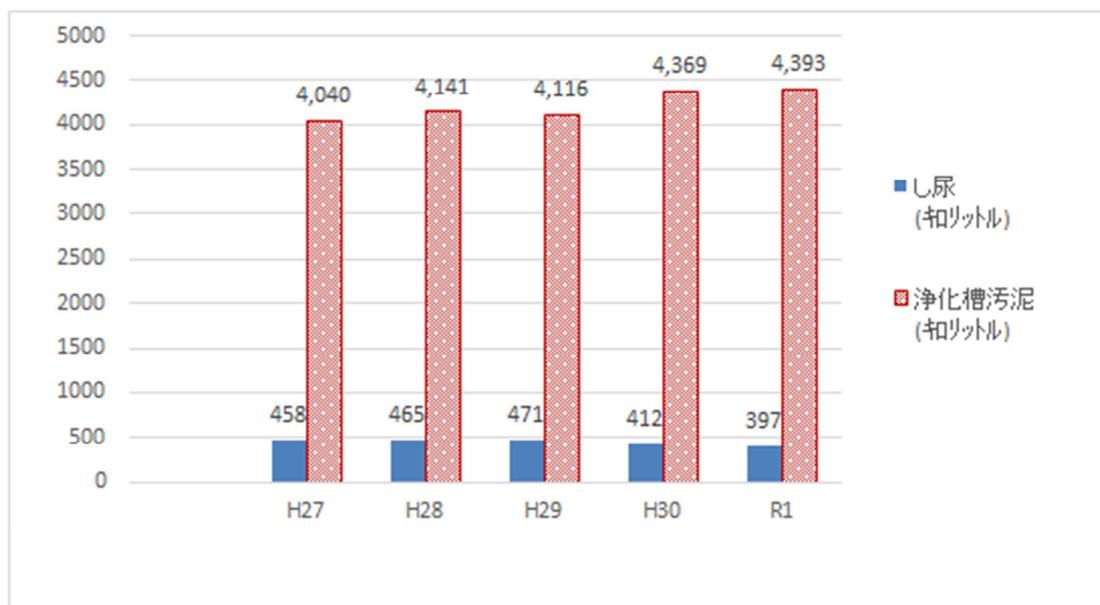
図表2.2 板倉町の処理形態別人口の推移

	人口							
	し尿(人)	前年度との差(人)	浄化槽(人)	前年度との差(人)	下水道(人)	前年度との差(人)	合計(人)	前年度との差(人)
H27	4,019		8,999		2,338		15,356	
H28	3,568	▲ 451	9,237	238	2,342	4	15,147	▲ 209
H29	3,298	▲ 270	9,317	80	2,343	1	14,958	▲ 189
H30	3,153	▲ 145	9,239	▲ 78	2,376	33	14,768	▲ 190
R1	2,982	▲ 171	9,237	▲ 2	2,388	12	14,607	▲ 161

※各年度とも、4月1日現在の人口

(2) し尿・浄化槽汚泥処理量の実績

処理を運営する館林衛生施設組合の「し尿・浄化槽汚泥処理量の実績」を見ると、くみ取りや単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進んだことで、平成27年度と令和元年度を比較すると、し尿の処理量は約60キロリットル減少し、浄化槽汚泥の処理量は約350キロリットル増加となっています(図表2.3)。



図表2.3 し尿・浄化槽汚泥処理量の実績

(3) 水質保全に関する状況

本町では、町内4か所で毎年度定期的に町内を流れる河川（谷田川、板倉川）の水質測定を実施しています（図表2.4）。BODの年間平均値をみると、藤の木橋、昭和橋や斗合田橋、稲良橋での採水か所において、いずれも良好な水質を維持しています。

図表2.4 町内の河川の水質結果

■ BODの年間平均値 (単位：mg/リットル)

河川名	谷田川		板倉川	
	藤の木橋	斗合田橋	昭和橋	稲良橋
H27	3.4	3.1	2.0	2.8
H28	4.1	3.4	2.6	3.2
H29	3.7	3.8	2.5	2.1
H30	4.6	3.8	2.3	1.6
R1	5.0	4.0	2.8	1.8

【河川のBOD基準値】5mg/リットル以下

3-1-2 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、以下のとおりです（図表2.5）。

施設種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	生活排水及び工場排水の一部	板倉町
合併処理浄化槽	生活排水(し尿及び生活雑排水)	個人等
単独処理浄化槽	浄化槽汚泥	個人等
くみ取り槽	し尿	個人等
し尿処理施設	浄化槽汚泥及びし尿	館林衛生施設組合

図表2.5 生活排水の処理主体

3-1-3 中間処理

館林衛生施設組合の中間処理施設の概要は、以下のとおりです（図表2.6）。

施設名称	館林環境センター
所在地	館林市赤生田町65-1
供用開始	平成2年9月30日
敷地面積	7,865.62平方メートル
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理
処理能力	100キロリットル/日

図表2.6 中間処理施設の概要

3-2 生活排水処理の目標・計画

3-2-1 生活排水処理の目標

(1) 生活排水処理に係る理念

生活排水処理は、安全で快適な生活のため必要不可欠であるとともに、環境保護に重要な役割を担っており、合併処理浄化槽による個別処理方式を進めてきた一方で、板倉ニュータウン区域においては公共下水道による集中処理方式により生活排水処理を実施しています。

浄化槽汚泥やし尿が一般廃棄物と位置づけられていることから、本計画においては、下水道事業計画区域外では、合併浄化槽を中心として生活排水による公共水域の水質汚濁の防止を図り、良好な水環境の保全に努めることを基本目標とします。

《基本目標》

良好な水環境の保全

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理に係る基本目標を達成するための生活排水処理施設整備に係る方針を以下のとおりとします。

【1】合併処理浄化槽への転換の推進

くみ取り便所や単独浄化槽を使用している家庭に対し、補助制度を活用して合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

【2】浄化槽の適正な維持管理

浄化槽（単独・合併）の設置者に対して、浄化槽関係団体と協力し法定検査や定期的な保守点検・清掃など適正な維持管理を推進し指導していきます。

【3】啓発活動の充実

生活排水処理の重要性を広報やホームページなどで周知し、町民の水環境に対する意識の高揚を図ります。

(3) 生活排水処理の対策

水質汚濁は、し尿くみ取り世帯や単独浄化槽世帯において、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま近くの公共水域に放流されることが要因の一つとなっており、発生源対策が求められています。

本町の令和元年度における生活排水処理率は約80%となっており、未処理水による水質汚濁低減のため、町民に対して、水環境保全における生活排水処理の重要性を啓発するとともに、合併処理浄化槽への転換の施策を推進し処理率の向上を図ります。

生活排水処理率※：79.5%（令和元年度）

■生活排水処理率(%) = 生活排水処理人口(人) ÷ 総人口(人) × 100

生活排水処理人口：下水道、合併処理浄化槽の各処理施設接続人口を指します。

(4) 基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、町民・事業者・町はそれぞれの役割を果たすことが求められています。

《町民・事業者の役割》

町民・事業者は、生活排水を排出する当事者であることを認識し、水環境保全の中心的役割を担っていく必要があります。

特に、くみ取り便所及び単独浄化槽設置者は、生活雑排水を衛生的に処理するように、合併処理浄化槽への転換によって適正な処理を行っていくことが重要です。

《町の役割》

し尿・浄化槽汚泥を適正に安全かつ効率的に処理するため、館林衛生施設組合による処理を継続していきます。

なお、公共水域の保全に努めるため、下水道や合併処理浄化槽の重要性を周知しつつ、浄化槽設置者に対しては、浄化槽の法定検査や定期的な保守点検・清掃などの必要性の周知徹底を図っていきます。

3-2-2 生活排水処理の計画

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬計画

①基本方針

し尿・浄化槽汚泥を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿・浄化槽汚泥に係る一般廃棄物処理許可業者を活用し、適正処理を図ります。

②収集区域

板倉町全域を収集区域とします。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

現在、館林衛生施設組合が運営する処理施設（館林環境センター）で中間処理を行い、民間業者にて埋立処分を行います。

(3) 施設整備計画

①公共下水道事業整備計画

公共下水道事業では、現行の公共下水道処理施設を維持・管理していくものとします。

②浄化槽設置整備計画

下水道事業計画区域以外の区域（板倉ニュータウン区域以外）については、くみ取り便所及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、一般家庭の転換に対する補助を継続していきます。

③し尿及び浄化槽汚泥処理施設整備計画

館林衛生施設組合の処理施設（館林環境センター）は、平成 2 年に供用開始から約 30 年が経過しているため、今後も施設の適正な維持管理に努めるとともに、令和 3 年度から基幹改良工事等を実施して施設の延命化を行う予定です。

（4）広報・啓発

広報・啓発用のチラシ配布、ホームページの掲載などによって、生活排水対策の必要性や下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

3-2-3 その他の生活排水処理に関し必要な事項

（1）一般廃棄物処理業（し尿・浄化槽汚泥に限る）の許可及び浄化槽清掃業の許可

町が許可した一般廃棄物処理業者（し尿・浄化槽汚泥に限る）に収集運搬を委託し、館林衛生施設組合で処理を行うものとします。し尿及び浄化槽汚泥の処理は館林衛生施設組合にて行っており、同組合の館林環境センター設置及び管理に関する条例に基づき、管理者の許可を受けた者による搬入に限られています。収集運搬体制については、現状において円滑に行われていると考えられることから、本町の状況を考慮し一般廃棄物処理実施計画で方針を定めます。

板倉町ごみ・生活排水の排出量、処理処分の実績及び将来予測（処理費用含む）

		単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2※見込み	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口	行政区域内人口（※各年度10月1日現在）	人	16,015	15,944	15,829	15,621	15,443	15,240	15,063	14,848	14,671	14,529	14,310	14,192	14,074	13,955	13,837	13,719	13,576	13,434	13,291	13,149	13,006	12,857	12,708	12,558	12,409	12,260	
	計画収集人口	人	16,015	15,944	15,829	15,621	15,443	15,240	15,063	14,848	14,671	14,529	14,310	14,192	14,074	13,955	13,837	13,719	13,576	13,434	13,291	13,149	13,006	12,857	12,708	12,558	12,409	12,260	
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ごみ	年間排出量（家庭系+集団回収+事業系）	トン/年	2,905.6	3,076.7	3,343.6	3,326.0	3,399.5	3,567.7	3,866.3	3,493.0	3,673.0	3,927.5	4,358.9	4,294.1	4,229.9	4,165.8	4,102.4	4,039.6	3,969.9	3,901.1	3,832.6	3,764.9	3,697.6	3,629.1	3,561.3	3,493.7	3,427.1	3,361.0	
	家庭系排出量（ごみ量+資源ごみ量+粗大ごみ量）	トン/年	2,194.1	2,285.5	2,430.0	2,493.9	2,564.3	2,718.4	3,012.0	2,634.0	2,792.7	2,941.3	3,401.6	3,351.0	3,300.9	3,250.9	3,201.4	3,152.4	3,098.0	3,044.3	2,990.9	2,938.1	2,885.5	2,832.1	2,779.1	2,726.4	2,674.4	2,622.9	
	ごみ量	トン/年	1,681.4	1,715.6	1,772.2	1,764.9	1,804.7	1,830.8	1,910.7	1,804.7	1,919.6	2,119.6	2,192.6	2,500.8	2,463.7	2,426.8	2,390.0	2,353.7	2,317.6	2,277.7	2,238.2	2,198.9	2,160.1	2,121.4	2,082.1	2,043.2	2,004.5	1,966.2	1,928.3
	生ごみ	トン/年	482.7	480.8	482.3	463.8	450.7	442.4	323.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	可燃ごみ	トン/年	1,100.8	1,126.7	1,182.3	1,226.1	1,246.4	1,280.6	1,456.6	1,890.0	2,053.5	2,125.3	2,418.2	2,382.3	2,346.6	2,311.0	2,275.9	2,241.0	2,202.4	2,164.2	2,126.2	2,088.7	2,051.3	2,013.3	1,975.7	1,938.2	1,901.2	1,864.6	
	危険物	トン/年	94.0	104.2	107.6	71.4	103.3	103.3	127.0	67.9	61.9	62.7	78.1	77.0	75.8	74.7	73.5	72.4	71.1	69.9	68.7	67.5	66.3	65.0	63.8	62.6	61.4	60.2	
	乾電池	トン/年	3.9	3.9	0.0	3.6	4.3	4.5	3.3	7.7	3.2	3.5	3.6	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7	
	蛍光灯	トン/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	資源ごみ量	トン/年	447.2	481.2	545.3	602.2	634.0	684.0	849.7	601.8	532.6	583.6	663.4	653.5	643.8	634.0	624.4	614.8	604.2	593.7	583.3	573.0	562.7	552.3	542.0	531.7	521.6	511.5	
	びん	トン/年	142.1	143.5	135.0	137.7	132.0	132.0	128.0	122.5	117.0	109.2	110.4	108.8	107.1	105.5	103.9	102.3	100.5	98.8	97.1	95.3	93.6	91.9	90.2	88.5	86.8	85.1	
	かん	トン/年	69.4	68.7	64.1	63.2	55.3	55.3	51.7	50.5	49.8	50.0	56.8	55.9	55.1	54.3	53.4	52.6	51.7	50.8	49.9	49.0	48.2	47.3	46.4	45.5	44.6	43.8	
	古紙類	トン/年	118.5	141.4	148.4	155.0	154.9	152.0	186.3	163.1	148.0	195.8	234.6	231.1	227.7	224.2	220.8	217.4	213.7	210.0	206.3	202.7	199.0	195.3	191.7	188.1	184.5	180.9	
	新聞	トン/年	23.6	34.6	39.5	40.4	34.1	40.0	41.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	雑誌	トン/年	68.2	77.2	75.2	72.7	62.7	71.3	92.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	段ボール	トン/年	26.3	29.0	33.3	38.2	40.8	36.2	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	雑紙	トン/年	0.0	0.0	0.0	3.4	16.6	4.2	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	紙パック	トン/年	0.4	0.6	0.4	0.3	0.7	0.3	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	鉄類	トン/年	13.7	12.3	33.8	31.7	42.0	30.9	70.7	13.0	35.0	47.8	58.8	57.9	57.0	56.2	55.3	54.5	53.5	52.6	51.7	50.8	49.9	48.9	48.0	47.1	46.2	45.3	
	非鉄類	トン/年	0.0	0.0	2.9	2.1	4.3	4.3	3.6	2.0	8.2	9.7	11.5	11.3	11.1	11.0	10.8	10.6	10.5	10.3	10.1	9.9	9.7	9.6	9.4	9.2	9.0	8.9	
	古着・古布	トン/年	50.2	63.0	101.0	81.0	71.5	64.6	110.1	62.6	26.2	33.9	38.6	38.0	37.4	36.9	36.3	35.7	35.1	34.5	33.9	33.3	32.7	32.1	31.5	30.9	30.3	29.7	
	ペットボトル	トン/年	6.5	8.3	12.3	8.0	11.5	9.9	9.8	24.7	29.2	34.2	41.1	40.5	39.9	39.3	38.7	38.1	37.4	36.8	36.1	35.5	34.9	34.2	33.6	32.9	32.3	31.7	
	小型家電	トン/年	18.5	9.3	21.9	32.5	31.2	34.0	46.8	26.3	10.7	16.8	21.0	20.7	20.4	20.1	19.8	19.5	19.1	18.8	18.5	18.2	17.8	17.5	17.2	16.8	16.5	16.2	
	自転車	トン/年	3.3	4.3	4.3	4.9	5.6	7.2	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	プラスチック	トン/年	11.0	12.0	12.4	18.4	16.6	11.9	23.6	60.8	29.8	1.9	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2
	廃食用油	トン/年	0.7	1.0	0.8	1.1	1.0	0.9	2.0	1.5	1.3	1.9	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	
	せん定枝	トン/年	13.3	17.4	8.4	66.6	108.1	181.0	208.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	容器包装プラスチック	トン/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	74.9	77.4	82.4	87.0	85.7	84.4	83.2	81.9	80.6	79.3	77.9	76.5	75.2	73.8	72.5	71.1	69.7	68.4	67.1	
	粗大ごみ	トン/年	65.5	88.7	112.5	126.8	125.6	203.6	251.6	65.8	140.5	165.2	237.3	233.8	230.3	226.8	223.4	220.0	216.2	212.4	208.7	205.0	201.3	197.6	193.9	190.2	186.6	183.0	
	粗大木材	トン/年	27.8	33.2	75.8	54.9	48.2	82.9	95.3	62.2	94.7	94.0	125.9	124.0	122.2	120.3	118.5	116.7	114.7	112.7	110.7	108.7	106.8	104.8	102.9	100.9	99.0	97.1	
	ラップ(※塩ビ系ごみ)	トン/年	9.9	16.7	14.7	24.4	33.4	45.2	35.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	布団類	トン/年	27.8	38.8	17.9	45.5	40.2	61.3	95.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	不燃性粗大ごみ	トン/年	0.0	0.0	4.1	2.0	3.8	14.2	25.3	3.6	45.8	71.2	111.5	109.8	108.2	106.5	104.9	103.3	101.5	99.7	98.0	96.3	94.5	92.8	91.1	89.3	87.6	85.9	
資源ごみ集団回収分	トン/年	137.7	187.4	207.3	182.2	178.3	198.8	185.3	173.6	160.2	144.8	36.7	36.2	35.6	35.1	34.5	34.0	33.4	32.8	32.3	31.7	31.1	30.6	30.0	29.4	28.9	28.3		
事業系	事業系排出量	トン/年	573.8	603.8	706.3	649.9	656.9	650.5	669.1	685.4	720.1	841.4	920.6	906.9	893.4	879.8	866.5	853.2	838.5	823.9	809.5	795.2	780.9	766.5	752.2	737.9	723.8	709.9	
	生ごみ	トン/年	138.3	139.3	138.7	137.1	149.9	151.0	112.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	可燃ごみ	トン/年	401.8	425.4	447.6	462.2	453.8	462.4	537.8	669.9	709.0	833.7	730.5	719.6	708.9	698.1	687.5	677.0	665.3	653.8	642.3	631.0	619.7	608.2	596.8	585.5	574.3	563.3	
	資源ごみ	トン/年	33.7	39.1	120.0	50.6	53.2	37.1	18.8	9.8	9.7	7.0	8.7	8.5	8.4	8.3	8.1	8.0	7.9	7.7	7.6	7.5	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.7	
	不燃ごみ	トン/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.8	1.3	0.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	
	せん定枝	トン/年	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	179.8	177.1	174.4	171.8	169.2	166.6	163.7	160.9	158.1	155.3	152.5	149.7	146.9	144.1	141.3	138.6	
最終処分量※埋立量			93.0	101.2	104.9	117.9	99.8	108.5	136.3	435.6	231.1	419.2	221.3	218.0	214.8	211.5	208.3	205.1	201.6	198.1	194.6	191.2	187.7	184.3	180.8	177.4	174.0	170.7	
RDF残渣等(～H28)・焼却灰(H29～)	トン/年	29.5	42.8	25.1	46.2	28.5	35.0	37.7	386.0	192.0	368.0	172.6	170.0	167.4	164.9	162.4	159.9	157.2	154.4	151.7	149.0	146.4	143.7	141.0	138.3	135.7	133.0		
危険物残渣	トン/年	63.5	58.4	79.8	71.7	71.3	73.5	98.6	49.6	39.1	51.2	48.8	48.0	47.3	46.6	45.9	45.2	44.4	43.6	42.9	42.1	41.4	40.6	39.8	39.1	38.3	37.6		
ごみ総排出量																													

板倉町一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

板倉町 住民環境課

〒374-0132 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2682 番地 1

TEL : 0276-82-1111 (代) FAX : 0276-82-1300 (代)

E-mail : kankyou@town.itakura.gunma.jp

<http://www.town.itakura.gunma.jp>
